

議案第30号

専決処分事項の承認について

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 9月 1日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

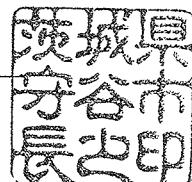
議案	頁数
30号	1

専 決 処 分 書

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

守谷市長 会田 真



守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

守谷市長 会 因 真 一

守谷市条例第9号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第17項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の守谷市都市計画税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案	頁数
30号	2

提案理由（議案第30号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の内容は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理です。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

守谷市都市計画税条例新旧対照表

参考資料

改 正	現 行	附 則
(納稅義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3 第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	(納稅義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3 第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	17 法附則第15条第1項、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

30	譲 税 額	3	幾
----	-------------	---	---